

背景

住宅分野では、住生活基本計画や性能表示制度等により、基本理念や質の目標、表示制度が構築されている。

建築分野では、誘導的な基準は省エネやバリアフリー等一部の分野にとどまっている。
主に環境面での総合的な性能を評価するシステムは開発・普及が進んでいる。
民間等で「建築基本法」の議論がなされている。

建築物総体としての質の向上を図る方策が必要

建築基準法で定める最低限の基準を超える質の高い建築物の整備を進めるための方策が必要

検討課題

質の高い建築物の整備に向けた目標・基本理念や関係者の責務とそれらの共有方策
建築物の質についての目標設定や表示方策
学際・業際ともいべき幅広い観点からの質の高い建築物の整備促進方策等

【住宅分野の取り組み】

住生活基本法
基本理念を定めるとともに、「住生活基本計画」において、質の向上の目標等を設定
住宅性能表示制度（住宅品質確保法）

【建築分野における質向上の取り組み】

建築物の省エネルギーの判断基準
（エネルギーの使用の合理化に関する法律）
移動円滑化（バリアフリー）基準
（バリアフリー法、遵守基準及び誘導基準）

建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）
室内環境の向上と地球環境への負荷の低減等を一体的に評価を行うシステム

民間等で「建築基本法」の議論がなされている
（建築の基本理念等）

第15回基本制度部会での主な意見

< 検討課題 >

質の高い建築物の整備に向けた目標・基本理念や関係者の責務とそれらの共有方策

質の高い建築物の整備に向けた目標・基本理念や関係者の責務(建築主、設計者、施工者、所有者、国、地方公共団体等の責務)について検討するとともに、それらを建築関係者はもとより広く国民が共有するための方策について検討。

< 部会で提起された論点 >

- 質の高い建築物とはどのようなものなのかという概念整理が必要。物的な観点だけではなく、供給、所有、利用、管理などのあり方が建築物の質を規定するので、そうした総合的な観点で建築物の質を扱うべき。
- 建築物のあり方の基本として、その地域や使われ方や規模にふさわしい質というものがまず先にあり、それをどうやって実現していくかについて国民のコンセンサスを得るという方向性の中で、改めて、規制行政はどうやっていくかという議論に持っていくべき。
- 骨太なナショナル構造(法律)だけでなく、ローカル構造(条例)として、地域がこのぐらいのまちにしたいとか、このぐらいの建築物で行きたいということをどう受け止めるか、という地域性の問題が論点となる。
- 建築基準法は最低基準でありもう少し上のレベルを目指そうと言う前に、最低基準レベルの品質ですら確保できていないという問題がある。品質確保をどう組み立てていくか相当慎重に議論すべきであり、品質確保という点で法律の全体像を描くべき。
- 既存のストックをよりよいものにするためにどうするべきかという観点が重要。極論すれば、既存不適格の建築物を、現行基準レベルまで回復できないものの、少しでもよくするためにどうするべきか、というような観点も入れて検討すべき。

第15回基本制度部会での主な意見

< 検討課題 >

建築物の質についての目標設定や表示方策

安全性・利便性・快適性の確保をはじめ、良好な環境の保全・形成、都市や地域の景観形成、さらには科学技術・文化・芸術の振興にも関わる建築物の質について、その目標設定や的確でわかりやすい表示方策について検討。

< 部会で提起された論点 >

- 最低基準を上回る質を議論する場合、定量的なことに加えて定性的なことが重要になり、その定性的なことの判断には専門家の関与が必要ではないかということが論点となる。
- 既存のストックをよりよいものにするためにどうするべきかという観点が重要。極論すれば、既存不適格の建築物を、現行基準レベルまで回復できないものの、少しでもよくするためにどうするべきか、というような観点も入れて検討すべき。【再掲】
- 昔の建築は、木、土、石、瓦など素材でできていて、それら素材は古くなるほど美しくなるが、上等そうに見える木目のプラスチックなどはそうではない。美しいものをストックするため、美学の方に重点を置いて考えるべき。

第15回基本制度部会での主な意見

< 検討課題 >

学際・業際ともいうべき幅広い観点からの質の高い建築物の整備促進方策

学際・業際ともいうべき幅広い観点から、研究開発の促進、市場の環境整備、人材の育成、産業の振興、国民の啓発など、質の高い建築物の整備を促進する方策について検討。

< 部会で提起された論点 >

- 質の高い建築物とはどのようなものなのかという概念整理が必要。物的な観点だけではなく、供給、所有、利用、管理などのあり方が建築物の質を規定するので、そうした総合的な観点で建築物の質を扱うべき。【再掲】
- 建築基準法は最低基準でありもう少し上のレベルを目指そうと言う前に、最低基準レベルの品質ですら確保できていないという問題がある。品質確保をどう組み立てていくか相当慎重に議論すべきであり、品質確保という点で法律の全体像を描くべき。【再掲】
- 建築物の安全性を担保するためには都市的な安全性や防災の視点も欠かせないし、品質を担保するためには部材・資材の製造段階での品質確保対策も必要となってくるので、住宅局や国土交通省の所管にとどまらない広い視野でビジョンを描くべき。質の高い建築物をつくるためには、設計者の業務環境などが大事であり、そうした視点から設計する側に関わる枠組についても検討すべき。